

公的研究費に関する行動規範

平成 27 年 1 月 8 日 制定

平成 28 年 2 月 25 日 改正

令和 8 年 3 月 12 日 改正

京都光華大学及び京都光華大学大学院並びに京都光華大学短期大学部の教職員は、公的研究費に関して、行動の指針を明らかにし、研究活動等に係る適正な業務遂行に努めるものとする。

1. 教職員は、公的研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員は、公的研究費の公共性を常に認識し、適正に使用し、別に定める「公的研究費の不正防止計画」に基づき行動する。
3. 教職員は、公的研究費の不正を防止するために、透明性を確保した管理・監査体制を整備する。
4. 教職員は、関係部署等と協力し不正防止に努めるとともに、公的研究費の適正な執行管理に努める。
5. 教職員は、公的研究費の不正を知った場合は、速やかに通報窓口に通報する。

この行動規範の改廃は、学長が決定する。